

別紙

傍 聴 要 領

砥部町介護保険事業計画等策定委員会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催時期までに会場受付で氏名及び住所を傍聴人受付簿に記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴できない者

- (1) 人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) のぼり、ビラ、ラッパ、拡声器等を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると会長が認めた者

3 会議を傍聴する場合に遵守すべき事項

- (1) 会議場における発言に対し、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 会場内において、みだりに発言しないこと。
- (3) 会場内において、みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。
- (4) 会場内において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 他の傍聴人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (6) 会場内において、写真撮影、録音、録画等を行わないこと。ただし、会長により特別に許可された場合は、この限りでない。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の運営に支障を及ぼす行為をしないこと。

4 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、会長及び職員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴人が3に掲げる諸事項を遵守しないときは、これを注意し、なおそれに従わないときは、退場させる場合があります。

5 その他

- (1) 会議中の議事によっては非公開とする場合があります。